

地方独立行政法人下関市立市民病院第3期中期目標

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市民病院が担う役割

(1) 診療機能等の充実

ア 高度医療及び専門医療の充実

イ がん医療の充実

ウ 救急医療の取組

エ 予防医療の充実

(2) 地域医療への貢献

ア 基幹病院への参画

イ 地域医療支援病院としての役割強化

ウ 地域医療の担い手の育成・支援

(ア) 将来における地域医療の担い手の育成

(イ) 潜在看護師への支援

(3) へき地医療拠点病院としての役割強化

(4) 災害時及び感染症流行時における対応

ア 災害時における対応

イ 感染症流行時における対応

2 患者サービスの向上

(1) 患者中心のチーム医療の充実

(2) 職員の接遇向上

(3) ボランティアとの連携によるサービス向上

3 医療提供体制の充実

(1) 医療従事者の確保

(2) 医療従事者の専門性・医療技術の向上

4 医療に関する調査及び研究

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営管理体制の充実

- (1) 業務運営体制の構築
- (2) 事務職員の人材確保及び育成強化
- (3) 外部評価等の活用
- (4) 内部統制の充実・強化
- (5) 情報公開
- (6) 医療知識の普及啓発及び情報発信

2 やりがいを持てる病院づくり

第4 財務内容の改善に関する事項

1 安定した経営基盤の確立

- 2 収益の確保
- 3 経費の適正管理
- 4 計画的な施設及び医療機器の整備

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 市の健康福祉関連施策への積極的な協力

前文

地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「市民病院」という。）は、平成24年（2012年）4月の設立以来、「安心の優しい医療を提供し、市民から信頼される病院を目指します」を基本理念に、下関地域の中核病院として、災害拠点病院としての役割を担うとともに、救急医療をはじめとする高度医療の提供に取り組んできた。

平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）までの第2期中期目標期間中においては、第1期（平成24年度（2012年度）から平成27年度（2015年度）まで）に引き続き、地方独立行政法人制度の特長を生かし、柔軟かつ機動的な病院経営の下、職員が一丸となって中期目標の達成に取り組んできた。このような中、地域医療支援病院として承認され、地域の医療機関との役割分担及び連携強化を推進し、地域の医療水準の向上を図っているところである。また、DPC対象病院へ移行し、地域の医療ニーズに応えるべく、質の高い医療サービスの提供に努めている。

しかしながら、医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進展による疾病構造の変化、医療技術の進歩等により大きく変化してきている。

このような状況の中で、令和2年度（2020年度）からの第3期中期目標においては、山口県保健医療計画及び山口県地域医療構想並びに下関市地域医療の確保に関する基本計画を踏まえ、引き続き、市民のニーズに応じた最善の医療の提供等、下関地域の中核病院としての役割を果たし、市民の健康の維持及び増進に寄与することを期待し、ここに中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和2年（2020年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市民病院が担う役割

(1) 診療機能等の充実

ア 高度医療及び専門医療の充実

下関地域の中核的な医療機関として、他の医療機関では行うことが困難な高度医療を提供すること。また、地域の医療機関との連携及び役割分担を図り、専門的な医療を提供すること。

イ がん医療の充実

患者に最適な医療を提供するため、がん診療機能の高度化及び専門化を図るとともに、地域の医療機関と連携し、緩和ケアの充実を図ること。また、がんに関する相談体制の充実を図ること。

ウ 救急医療の取組

地域の医療を守るため、二次救急医療機関として救急搬送の受入体制を確保するとともに、地域の医療機関との連携の充実を図ること。

エ 予防医療の充実

地域全体の健康水準を高めるため、生活習慣病をはじめとした各種疾病の早期発見、早期治療を推進し、予防医療を充実させること。

(2) 地域医療への貢献

ア 基幹病院への参画

山口県地域医療構想に基づき、下関医療圏地域医療構想調整会議が

示した基幹病院に参画すること。

イ 地域医療支援病院としての役割強化

紹介患者に対する医療の提供や救急医療の提供等、地域医療支援病院としての役割を果たすとともに、総合診療の部門を持ち、プライマリ・ケアの研修・指導を実施することが可能な体制を整備すること。また、在宅医療の提供の推進を支援する病院として、在宅医療を提供する医療機関と連携し、緊急入院を希望する患者の受入れを行うこと。

ウ 地域医療の担い手の育成・支援

(ア) 将来における地域医療の担い手の育成

医学生や看護学生をはじめ医療従事者を志す学生が医療の現場において知識や技術を学べるよう、積極的に実習生の受入れを行うとともに、中高生に対する職業体験等を実施し、将来における地域医療の担い手の育成に努めること。

(イ) 潜在看護師への支援

看護師免許を保有しているが医療現場を離れている潜在看護師に対し、看護師としての基礎的な知識・技術・態度等を習得、再認識できる看護師実習研修を実施することで、再就職を支援すること。

(3) へき地医療拠点病院としての役割強化

へき地の医療を守るため、引き続き下関市立豊田中央病院と連携を図るとともに、へき地医療拠点病院として求められる巡回診療、へき地の医療機関への医師派遣及び代診医派遣を積極的に行うこと。

(4) 災害時及び感染症流行時における対応

ア 災害時における対応

災害発生時に、必要な医療を提供するため、設備や備蓄の充実を図るとともに、患者の受入れや医療チームの派遣等の救護活動を積極的に実施すること。併せて、医療機能の維持・早期回復のためのマニュアルや業務継続計画の充実に努めること。

イ 感染症流行時における対応

公衆衛生上重大な健康被害が発生する感染症流行時に、第二種感染

症指定医療機関として、市、関係機関及び関係団体と協力して迅速な対応を行うこと。

2 患者サービスの向上

(1) 患者中心のチーム医療の充実

十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底するなど、常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重した「患者中心のチーム医療」の充実を図るとともに、患者に必要とされる相談支援体制等の強化を図ること。

(2) 職員の接遇向上

患者及びその家族並びに市民から信頼される病院であり続けるため、全ての職員が接遇の重要性を認識し、接遇の向上に努めること。

(3) ボランティアとの連携によるサービス向上

ボランティアとの連携を図り、患者の視点に立ったサービスの向上のための取組を進めること。

3 医療提供体制の充実

(1) 医療従事者の確保

提供する医療水準を向上させるため、医師や看護師をはじめ、チーム医療に欠かせない多様な専門職種の人材確保に努め、魅力ある病院づくりに努めること。

(2) 医療従事者の専門性・医療技術の向上

医療従事者の専門化及び技術の高度化を図るため、研修環境の整備や資格取得に対する支援策を充実させること。

4 医療に関する調査及び研究

医療の発展に寄与するとともに、市民病院が担うべき医療の質の向上を図るため、医療に関する調査及び研究を行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営管理体制の充実

(1) 業務運営体制の構築

地方独立行政法人の特長を生かし、理事長がリーダーシップを発揮して市民病院の運営を的確に行うとともに、理事会、事務部門等の組織体

制を充実し、権限と責任の所在を明確にした自立性及び機動性の高い運営管理体制の充実を図ること。

(2) 事務職員の人材確保及び育成強化

病院運営に関する専門知識及び経営感覚を持った職員の計画的な採用に努めるとともに、経営手法の企画・立案に関する戦略機能を強化するため、経営支援を的確に行える人材の育成に努めること。

(3) 外部評価等の活用

病院機能評価等の外部評価を活用し、業務管理の見直しと課題の改善を図ること。

(4) 内部統制の充実・強化

内部統制の充実・強化を図るため、内部監査のほか、リスク管理の取組を推進すること。

(5) 情報公開

診療録（カルテ）等の開示等情報の公開については、個人情報の保護に十分留意して、本市条例に基づき適切に対応すること。

(6) 医療知識の普及啓発及び情報発信

市民病院の役割、提供するサービス及び疾病予防や健康に関する知識を市民にわかりやすく情報発信し、普及啓発を行うこと。

2 やりがいを持てる病院づくり

職員の業績や能力を的確に評価するための公正かつ客観的な人事評価制度に基づき、職員がやりがいを持てる人事制度の運用に努めること。

さらに、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むこと。また、医師の勤務負担の軽減及び労働時間の短縮のため、タスク・シフティング等を推進すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 安定した経営基盤の確立

経常収支比率を100パーセント以上とするとともに、更なる経営の効率化及び健全化に向けた取組の推進により、財源を確保し、安定した経営基盤を確立すること。

2 収益の確保

効率的な病床利用及び適正な診療収入の確保並びに未収金の発生防止に努めるとともに、診療報酬改定等の医療環境の変化に的確に対応して収益の確保に努めること。

3 経費の適正管理

人件費比率の目標管理、診療材料等の調達コストの縮減、後発医薬品の使用促進等費用の適正化を図ること。また、運営費負担金は、地方独立行政法人法が規定する財源措置の特例であることから、自立した経営基盤の確立に向け、更なる経営の健全化に取り組むこと。

4 計画的な施設及び医療機器の整備

施設及び医療機器の整備については、整備計画を策定し、実施すること。特に、高度な医療機器については、減価償却費や償還等を考慮し、十分検討した上で整備すること。また、医療ニーズや環境の変化、医療技術の進展等、必要に応じ、計画の見直しを行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 市の健康福祉関連施策への積極的な協力

市立病院の使命として、市の健康福祉関連施策に対して積極的に協力すること。